

## お祝い金支給基準

### 第1条（目的）

北四国町会員およびその家族に対して支給する「お祝い金」について、その基準・方法を定める。

### 第2条（支給するお祝い金の範囲）

町会が支給する「お祝い金」は、次の通りとする。

- ①小学校入学祝
- ②中学校卒業祝
- ③敬老祝（満75歳・満77歳・満80歳・満85歳・満88歳ならびに満90歳以上）  
いずれも毎年9月15日現在

### 第3条（受給希望者の届け出）

町内会員およびその家族が前条に該当し且つ「お祝い金」の受給を希望する場合は、あらかじめ町会が発する書式に要件を記載し、町会に届け出るものとする。

前条に該当する場合であっても、当該届け出がない場合は「お祝い金」を辞退したものとみなす。

### 第4条（受給資格）

「お祝い金」支給の対象者は、町内会員ならびに同居する家族に限定する。

### 第5条（お祝い金の額）

- ①小学校入学祝 記念品(3,000円相当)
- ②中学校卒業祝 記念品(3,000円相当)
- ③敬老祝 現金(5,000円)

2023年12月9日

北四国町会 厚生部